

札幌市簡易専用水道指導要領（平成7年3月31日衛生局長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第16条（省略）</p> <p>附 則（省略）</p> <p>別表1 給水設備構造基準（省略）</p> <p>別表2 給水設備維持管理基準</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 1号、2号（アを除く。）及び3号の検査は、原則として水道法により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により <u>知事登録</u> を受けた者に委託すること。</p> <p>(5)～(8)（省略）</p>	<p>第1条～第16条（現行のとおり）</p> <p>附 則（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和3年4月27日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。</u></p> <p>別表1（現行のとおり）</p> <p>別表2</p> <p>1 水質の管理</p> <p>(1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>(4) 1号、2号（アを除く。）及び3号の検査は、原則として水道法により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により <u>登録</u> を受けた者に委託すること。</p> <p>(5)～(8)（現行のとおり）</p>	<p>備考</p> <p>新規追加</p> <p>事務の移譲に伴う文言整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>2 貯水槽の管理  (1)～(4) (省略)  (5) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により<u>知事登録</u>を受けた者に委託すること。</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>附表1～附表4 (省略)</p> <p>別表3 事前協議事務処理基準 (省略)</p> <p>別紙1 (省略)</p>	<p>2 貯水槽の管理  (1)～(4) (現行のとおり)  (5) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により<u>登録</u>を受けた者に委託すること。</p> <p>3～7 (現行のとおり)</p> <p>附表1～附表4 (現行のとおり)</p> <p>別表3 (現行のとおり)</p> <p>別紙1 (現行のとおり)</p>	<p>事務の移譲に伴う文言整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>別紙2</p> <div data-bbox="152 236 882 1273" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">札幌市保健所長 </p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【施設の名称及び所在地】</p> <p>(名称)</p> <p>(所在地) 札幌市 区</p> <p>【協議結果】</p> </div> <p>様式1～様式3 (省略)</p>	<p>別紙2</p> <div data-bbox="1003 236 1733 1273" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">簡易専用水道設置計画事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">札幌市保健所長 </p> <p>札幌市簡易専用水道指導要領第7条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【施設の名称及び所在地】</p> <p>(名称)</p> <p>(所在地) 札幌市 区</p> <p>【協議結果】</p> </div> <p>様式1～様式3 (現行のとおり)</p>	<p>押印の廃止</p>


改正前

様式4

簡易専用水道受検指導書

第 年 月 日 号

簡易専用水道設置者 各位

札幌市保健所長 

下記の簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による毎年1回以上定期に行う検査を受検していないので、早急に受検するよう通知します。  
なお、本通知の受理前に受検申込みをされている場合は、ご容赦ください。

記

1 施設の名称及び所在地  
(名称)  
(所在地) 札幌市 区

2 厚生労働大臣登録機関の名称及び所在地等  
(名称)  
(所在地)

【根拠法令】水道法第34条の2第2項  
簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

※ 問い合わせ先  
札幌市保健所 課  
電話 011- -


改正後

様式4

簡易専用水道受検指導書

第 年 月 日 号

簡易専用水道設置者 各位

札幌市保健所長 

下記の簡易専用水道は、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による毎年1回以上定期に行う検査を受検していないので、早急に受検するよう通知します。  
なお、本通知の受理前に受検申込みをされている場合は、ご容赦ください。

記

1 施設の名称及び所在地  
(名称)  
(所在地) 札幌市 区

2 厚生労働大臣登録機関の名称及び所在地等  
(名称)  
(所在地)

【根拠法令】水道法第34条の2第2項  
簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

※ 問い合わせ先  
札幌市保健所 課  
電話 011- -

備考

押印の廃止


改正前

様式5

簡易専用水道立入検査結果書

第 号  
年 月 日

様

札幌市保健所長 

水道法第39条第3項及び札幌市簡易専用水道指導要領第12条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。  
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、簡易専用水道改善報告書により報告願います。

記

建築物	名称		
	所在地		
	主要用途		
検査年月日	年 月 日 ( )		
検査者	札幌市保健所 課 技術職員		
設置者 立会人			
検査結果	水道法上の 管理基準	(施行規則第55条)	
		(施行規則第56条)	
	給水設備構造基準 (要領第4条)		
	給水設備維持管理基準 (要領第5条)		
		維持管理者の選任等 (要領第6条)	
指導事項			
改善報告期限	年 月 日 ( ) まで		

※ 報告期限までに改善できない場合は、改善計画を報告してください。


改正後

様式5

簡易専用水道立入検査結果書

第 号  
年 月 日

様

札幌市保健所長 

水道法第39条第3項及び札幌市簡易専用水道指導要領第12条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。  
なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、簡易専用水道改善報告書により報告願います。

記

建築物	名称		
	所在地		
	主要用途		
検査年月日	年 月 日 ( )		
検査者	札幌市保健所 課 技術職員		
設置者 立会人			
検査結果	水道法上の 管理基準	(施行規則第55条)	
		(施行規則第56条)	
	給水設備構造基準 (要領第4条)		
	給水設備維持管理基準 (要領第5条)		
		維持管理者の選任等 (要領第6条)	
指導事項			
改善報告期限	年 月 日 ( ) まで		

※ 報告期限までに改善できない場合は、改善計画を報告してください。

備考

押印の廃止

改正前

様式6

簡易専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所  
氏 名  
電 話  
F A X

⑤

〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により通知を受けた事項については、下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

簡易専用水道	名 称	
	所在地	札幌市 区
指 導 事 項	改 善 措 置 等 の 内 容	

様式7、様式8 (省略)

改正後

様式6

簡易専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所  
氏 名  
電 話  
F A X

—

〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により通知を受けた事項については、下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

簡易専用水道	名 称	
	所在地	札幌市 区
指 導 事 項	改 善 措 置 等 の 内 容	

様式7、様式8 (現行のとおり)

備考

押印の廃止